

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
2021年度 第3回理事会議事録

1. 開催日時 2021年8月8日(日) 10:00~12:14
2. 会場 ZoomによるWeb会議
3. 出席者 (全員Zoomによる参加)
理事19名、監事1名、相談役1名、
会長 渋沢
副会長 山口(利)、宮本、古澤
事務局長 樽林
事務局次長 堀江、及川
会員理事 (総務委員会 企画部会) 秦野
(総合相談委員会) 谷口、前田
(研修委員会) 長嶋
(ぱあとなあ委員会) 四ノ宮
(司法福祉委員会) 宮下
(災害対策委員会) 安藤、服部
外部理事 若林、片山、葛田、山田
監事 市原
相談役 常陸谷
欠席 岡本(武)、山下、山口(定)

敬称略

4. 議題

- (1) 会長と三役会からの報告
 - ・ 選挙管理委員公募について
- (2) 各委員会報告事項に対する質疑
(事前資料によりご確認ください)
- (3) 議事
 - ① 予算あり方委員会から検討経過の報告
 - ② 県からの研修の委託について
 - ③ 入会費減免に伴う事業展開について
減免になることの広報方法
事業展開についての検討
新入会会員の委員会、世話人への情報提供

5. 議事録

○ 出席者の確認

事務局次長より、現在、Zoom による出席者 21 名 定款第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告

また、Web 会議システム (Zoom) により、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認されて、議案の審議に入った

事務局次長：

三役会は会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成されている。なお、本理事会には相談役にもご出席いただいており、必要に応じご発言いただく

それでは、会長より開会挨拶をお願いする

○ 会長から開会挨拶

- ・ 当会のあり方について委員会で検討いただいており、来月には中間報告がなされると聞いている
- ・ また事務局報告資料会長職務執行状況のとおり、松戸事業で動きがあった。また 8 月初旬には県教育庁職員の訪問を受け、スクールソーシャルワーカーの件で当会と連携したいとの申し出をいただいた
- ・ 新たな活動については、随時、皆様に報告しながら進めていきたい。本日もよろしく願います

○ 三役会報告

説明：事務局長

選挙管理委員公募について

- ・ 委員公募に対して 1 名の方から応募があった。規則第 3 号第 6 条、第 7 条の規程に基づき、委員を委嘱させていただく
- ・ 選挙管理委員会定数は 5 名である。応募者の他、会長から 1 名、副会長から 1 名、事務局長から 1 名の候補者を推薦し、内諾を得ている
- ・ 残る 1 名について、各理事から適任者を推薦いただきたい。なお、選挙管理委員は理事及び代議員に立候補できないので留意願う

質疑・意見なし

事務局次長：

以上で三役会からの報告を終了する

○ 各委員会報告事項に対する質疑

各委員会資料の通り

事務局次長：

各委員会より報告をお願いする。なお、質疑は委員会ごとに行う

(総務委員会企画部会)

説明：部会長

- ・ 7月23日(金)の世話人会議で、報告資料P4-1アの《検討課題》のとおり有意義な提案があった
- ・ 地域集会は各地区で続々と開催されている。世話人不在や多忙で開催できていない地区が課題である。地区割についても検討していきたい
- ・ 他職能団体との協働研究は資料のとおり。福祉と司法の千葉県連絡協議会について会長より補足をお願いする

：会長

- ・ 2～3か月に1回、千葉県弁護士会と合同で研修会を開催している。外国人問題、生活困窮者支援、LGBT裁判など、興味深いテーマを扱っており、県内で活動している他専門職と知り合うよい機会となっているので、是非参加して欲しい

：部会長

- ・ 新しい知事の公約で、スクールソーシャルワーカー(SSWer)拡充の補正予算が成立した
- ・ 今年度は現任者の勤務日拡充で対応するが、来年度は増員を予定している。特に県南地域が人材難とのことで、県から当会に人材募集への協力要請があった
- ・ 8月3日(火)第2回SSW Zoomお茶会を開催した。8月22日(日)当会会員を講師とするZoom自主勉強会を企画しており、こうした自主的な活動を支援していきたい

：委員長

- ・ 本日の理事会の承認事項として、新入会員の情報を世話人に随時共有していただき、地域集会等の案内を直接世話人から送ることについて検討願いたい

質疑

(理事)

- ・ 入会時に世話人への情報共有について承諾を得る必要があるのではないか。世話人が会員の個人情報を管理するリスク、未知の世話人から地域集会の案内を直接届くことへの抵抗感がある

→委員長

会員名簿の会員間共有は了承を得ているので、改めて承諾を得ることは考えていない。現在も年1回、世話人に地区内会員の宛名ラベルは共有されている

質疑

(理事)

- ・ 手紙ならば事務局で管理されていると認識でき安心できるが、世話人個人から直接連絡が来ることに個人的に抵抗がある
- ・ 会員名簿に掲載している情報は個々人で異なる。世話人に共有するのであれば予め入会申込書で意向を確認してはどうか

→委員長

事務局によると、現在入会申込時に確認しているのは、広報紙への掲載可否のみである。誤解を生じないように入会時に承諾を得る方向で慎重に進めたい

事務局次長

本件については事務局扱いとし、三役・事務局で検討したうえで改めて提案することでよいか

異議なし

(研修委員会)

説明：委員長

- ・ 活動については報告資料のとおり 基礎研修 I の関連事項を担当理事から説明する
：担当理事
- ・ 前回理事会で依頼していた基礎研修 I での各委員会の活動報告について、詳細が決定したので報告する
- ・ 9月11日(土)10:30~12:00「千葉県社会福祉士会の組織」の講義の中で、各委員会代表者から5分~10分程度で委員会の活動内容を発表していただきたい
- ・ 発表者を8月22日までに事務局へ報告、配布資料がある場合は8月29日までに事務局へ送付をお願いする

質疑なし

(ばあとなあ運営委員会)

説明：委員長

- ・ 昨年度新型コロナウイルスの影響で延期していた人材育成研修・名簿登録研修を実施した今年度の千葉サポート、必須登録員研修はZoom開催となっている
- ・ 裁判所からの後見人推薦依頼を登録員にマッチングしているコーディネイト部会は、部会員の負担が大きいため、任期を1年としている この度、部会長及び担当者の交代補充を行った
- ・ 業務管理部会による登録員の活動報告書読込作業は終了し、8月から個人面談を実施するが、感染対策を踏まえた面談方法の検討が必要である
- ・ 報酬助成の原資となる受任会費が確定し、8月末に口座から引き落とし予定である 8月から報酬助成も受付予定である 実際の申請内容を確認し、規程の見直しが必要になる場合は検討していく

質疑なし

(司法福祉委員会)

説明：委員長

- ・ 認定機構に新規研修認証申請を終了した 結果は8月中旬に出る
- ・ 規約の改正について検討している

質疑なし

(災害対策委員会)

説明：委員長

- ・ 「九都県市合同防災訓練」(11月6日開催予定)に係る部門別会議に参加した
- ・ 千葉県東方沖を震源とする大規模地震が発生し、大網白里市で震度6強を観測してライフラインがマヒ、津波が発生、建物倒壊が著しいとの想定での訓練である

：副委員長

- ・ 上記防災訓練において、千葉県災害ボランティアセンター連絡会でボランティアセンターを立ち上げる 7月1日に打ち合わせがあり、担当理事2名が参加した

→質疑なし

(総務委員会広報部会)

説明：委員長

- ・ 活動内容は当日配付資料のとおりである
- ・ 1社から広報紙への広告掲載依頼があった 24,000 円の収入見込みである

質疑なし

(総合相談委員会)

説明：委員長

- ・ 当委員会の事業で市町村から要請を受けて虐待対応専門職チーム員を派遣しているが、チーム員として派遣可能な会員は日本会が主催する「高齢者虐待対応専門研修」の修了者に限定されている。
- ・ 現在当会には研修修了者が名簿上は 15 名いるが、実際に対応できる会員が見つかりづらく、市町村からの依頼にすぐ回答ができない状況にある
- ・ 先般日本会から「第 8 期虐待対応専門研修～アドバイザーコース【前期】」参加者の募集通知があった 研修修了後は専門職チームへの派遣要請に応じることを条件に、当会が受講費用を負担することについて検討いただきたい
- ・ 当該研修は数年に 1 度の開催のため、今年度で少なくとも 3 名は受講させたいと考えており、受講料 50,000 円×3 名分の予算を確保したい
- ・ なお、収入として報酬 (30 分 2,650 円) が入るが、一割を事務費として、源泉後、交通費と共に支払っている 本事業で黒字化は難しいが、当会の公益事業として継続していく必要がある

質疑

(理事)

- ・ 以前、未成年後見人養成研修に自費で参加した 会から助成がある県士会もあった 人材育成という意味では助成も必要と考えるが、半額助成も考えられるのではないか
- ・ 受講費用を会が負担するならば、県から支払われる報酬の一部をささえあい制度に納入することにしてはどうか

(監事)

- ・ 行政の要請に応じられる人材を当会が育成できていないという問題であり、事業のあり方委員会等でも公益的法人としての責任をどう果たしていくのかという議論が必要だろう
- ・ 受講者の募集要件に相談対応経験 5 年以上とあるが、この条件が適切か

(理事)

- ・ 地域包括支援センターには社会福祉士が必置で、ある程度虐待対応に従事していると思われるため、5 年の経験年数は妥当と考える
- ・ 過去に当会が県から高齢者虐待対応マニュアルの作成を受託したことがある 今後、このような事業に関わる専門的人材を育成する意味でも、数年かけて計画的に取り組む必要があるだろう 高齢者虐待研修受託による収入もあり、当会として事業に参画することを条件に受講料を全額助成することが妥当ではないか

事務局次長

先程委員長から、定期的に開催される研修ではないと説明があった。複数年かけて取り組むには難しい面もある

質疑

(副会長)

- ・ 地域包括支援センター勤務時に困難ケース対応で派遣依頼したことがある。派遣される専門職への現場の期待は大きい。事業の公益性を考えると会として継続すべき
- ・ 派遣された報酬の何%を会に納入するかについては、弁護士会や司法書士会の例も参考に検討する必要がある

→前委員長

派遣依頼されるのは、相当のキャリアがないと対応できない困難ケースである。派遣実績は年4~5件だが、十分なキャリアのある現在のチーム員でも対応には相当苦勞している

→委員長

派遣要請されるケースの困難度を踏まえると経験年数5年程度の経験値は必要と考える

(会長)

- ・ 受講して欲しい会員の顔ぶれは具体的に思い浮かんでいるのか

→委員長

具体的には思い浮かばない。もし会員に公募して希望者がいない場合は、総合相談委員会の理事で受講することも考えている

(副会長)

- ・ 3名の受講で足りるのか。また、エリア配分も考えた方がよいのではないか

→前委員長

現在6名程度の研修修了者で依頼に対応しているが、回答期限内の調整が厳しい状況にある。エリアに拘っている余裕はない

→委員長

虐待対応は刻一刻と変化するため1週間後の会議への派遣要請など急を要する機会が多い、チーム員自身の業務もあるため、指定された日に依頼に応じることが困難な面もある

- ・ 募集期間が短期間なのはなぜか
- ・ ホームページに掲載しても応募者が出てこない可能性があるため、本日理事会後にも、受講要件に合致する会員の情報を各理事に募ってはどうか

→委員長

8月20日が研修申込期限のため、応募者を選考し助成対象を決定することを考えると、短期間で募集する必要がある。候補者の情報をいただけると有難い

(理事)

- ・ キャリア、知識、意欲もある会員が、受講費だけがネックで受講できずにいるのか。もし自己負担でも受講したい会員がいるなら、そちらを優先すべきではないか

→委員長

会員に募集を告知していないので自己負担で受講希望する会員の有無は不明だが、派遣事業に協力することを条件に受講費を助成すると、派遣依頼がしやすい

(事務局次長)

- ・ 会員個人の研修受講への助成ではなく、あくまでも公益事業である専門職チーム員派遣事業に参画する会員を募集する。チーム員になるための研修受講料を会が負担するという論

理であり、他の研修とは異なることを明確にする必要がある

- ・ この支出が公益目的支出にあたるか税理士に相談する必要はあるが、当会が本事業を公益事業として継続していくのかどうか、今一度議論していただきたい
(担当理事)
- ・ 今後、当該研修を自己負担で受講する会員と会負担で受講する会員が生じると、派遣調整が難しくなるので、いずれかに統一する必要がある

事務局次長：

会として受講料を助成するならば、報酬を全額会員が受領するのか、いくらか会に納入するのかという議論も出てくるが、まずは事業の位置づけについてご意見を伺いたい

(副会長)

- ・ 事業の公益性や継続性を考えると、助成は妥当と考える 会員からの推薦、または各委員会から一人推薦するなどの仕組みが必要ではないか
- ・ 単にチーム員派遣の要員としてではなく、高齢者虐待対応マニュアル作成にも携われる高齢者虐待に関する専門的な人材として養成することが今後の会にとって必要ではないか

事務局次長：

事業の継続性、必要性については確認が取れたと思うが、募集の仕方等について意見を伺いたい

(副会長)

- ・ 会の事業に参画する要員として募集し、研修受講費を助成することでよいと思う 派遣されて得た報酬は会員が全額受領し、一部を会に納入してもらってはどうか

(理事)

- ・ 会員から公募せず、適任者 3 名を指名して研修参加と事業への協力を依頼するのがよいのではないか

→委員長

会の予算を投じる以上、公募せず指名で受講費を助成するのは公平性に欠けるのではないか また現時点で想定している候補者はいない

事務局次長：

公平性という観点で、公募するという委員長の説明にうなずいている方が多いように見受けられた 会長の意見をお願いします

(会長)

- ・ 会として受講料の一定額を助成すること、公募することはよいと考える 公募修了後の選考については、総合委員会担当理事と三役で相談して決定することでいかがか

(事務局次長)

- ・ 応募者がいなければ元も子もないので、候補者の選定も並行して進めたい
- ・ これだけ実施困難な事業であるが、公益事業として当会が責任をもって受託継続していくことについて理事会の承認を得たうえで、会として助成することとしたい

(副会長)

- ・ 受講費助成は当初予算で計上されていない 予備費からの支出になるならば理事会決議が必要ではないか

(委員長)

- ・ 委員会の研修費では 3 人分の受講費は賄えないので、予備費からの支出をお願いしたい
- ・ 当該研修は全国で 60 名の募集である 3 名応募しても受講できない可能性が高いので、

それ以上増やす必要はないと考える

- ・ テキストは個人が所有・使用することになるので自己負担でよいと考える
- ・ 助成割合は、応募者不在の可能性も考慮して全額助成が望ましい

事務局次長：

助成割合について意見はあるか

(理事)

- ・ 事務局長意見のとおり、単なる研修受講費助成ではなく、高齢者虐待対応チームに参加する会員を募って受講費を助成するのがよいと考える
- ・ ぱあとなあ登録員は自己負担で研修を受講し、家庭裁判所からの要請にこたえて受任している。公平性を考えると、虐待チームにだけ全額助成すべきではない
- ・ 日本会の研修案内に、次回以降の当該研修は上級認定社会福祉士の研修単位として認められると記載がある。本人の利益にもなる研修の受講費を会が全額負担すべきではない

(副会長)

- ・ 研修委員会講師研修は受講料自己負担であるが、研修講師を担当すると1科目5,000円の報酬が支払われるので、1~2回講師をすれば元を取れる仕組みである
- ・ 従来の専門職チーム員15名が自己負担で当該研修を受講していたならば、今後会として助成する理由を明確にしなければならないと考える

(会長)

- ・ 全額助成の可否で採決してはどうか

(理事)

- ・ 高齢者虐待対応研修に限って全額助成するかどうかは、慎重に議論すべきこと。今回は時間が限られるため、あくまでも今年度の暫定的措置として採決してはどうか
- ・ ぱあとなあ登録員と高齢者虐待対応チーム員を比較する意見があったが、チーム員は当該業務を生業にしているわけではないので、同列で比較は困難と考える

事務局次長：

これまでの議論では、会としての意思決定は難しいと感じるが、事務局長の意見をお願いする

(事務局長)

- ・ 個人の研修受講に対する助成ではなく、あくまでも会として重要な公益事業に参画するために必要な研修を受けていただくという位置づけで議論する必要がある
- ・ 論点は当該事業を会として継続実施すべきかどうかであり、理事会として意思決定すべきではないか
- ・ 事業の仕組みを補足説明すると、当該事業は県と当会の委託契約に基づいてチーム員を派遣しており、個人契約ではない。報酬30分毎2,650円と交通費実費が県から当会に支払われ、報酬のうち1割を当会が事務費として差し引いてチーム員に支給している
- ・ よって、その後、会へ一定額を納入するという議論は不要と考える

事務局次長：

それではここで採決を行う。これまでの意見と事務局長の今の説明を踏まえて、「高齢者虐待対応研修の受講料を会が全額負担すること」について賛成の方は挙手をお願いする。→賛成多数により「高齢者虐待対応研修の受講料を会が全額負担すること」は承認された。この他の詳細は三役と総合相談委員会で詰めて報告させていただく

それでは、議事にうつる

○ 議事

① 予算あり方委員会から検討経過の報告

説明：委員長

- ・ 次回理事会（9月5日）で委員会から中間報告を提出したい
- ・ 既に委員会を5回開催しており、収支状況、人件費、ぱあとなあの運営、事務局業務、会員増強策、事業のあり方など議論している
- ・ 委員会として結論を出すというよりは、様々な意見を整理して、検討の視点として提示したいと考えている

質疑なし

② 県からの研修の委託について

説明：会長

- ・ 県から障害福祉に関連する6団体に声掛けがあり、2023年度から障害研修事業を委託することについて話を聞いていたが、6団体が足並みを揃えて受託することは難しく、精神障害事業所協会が積極的に主導したいとの意向を示している
- ・ 当会として競合することはせず、当面は同協会が受託した事業に協力していきたい

意見

（副会長）

- ・ 精神障害事業所協会が受託した場合も、地域福祉や成年後見といった分野に関して当会から講師派遣するといった協力が考えられる

事務局次長：

議事ではあるが採決すべき内容ではないため、報告事項として次の議題にうつる

③ 入会費減免に伴う事業展開について

説明：事務局長

- ・ 総会で若年層入会費の減免を承認いただいたが、入会しても会の活動に参画しなければ帰属意識が薄れてしまう
- ・ 入会費減免キャンペーンに合わせて、新入会員を各委員会活動や地域集会につなげるための事業展開について意見交換したかったが、本日は時間も超過しているため、次回理事会までの宿題として各委員会のあり方を検討していただきたい

：副会長

- ・ 入会費減免について10月半ば発行の広報紙に掲載することについて了承いただきたい

：事務局長

- ・ 対象年齢「30歳を超えない者」となっているが、29歳までか30歳を含むか日本会の取り扱いを確認して進める

意見

（監事）

- ・ 総会議案第2号で可決されているので、広報はいつでも可能である

以上で、第3回理事会を終了する

12:14 閉会